

消費者基本計画の検証・評価と見直し改定素案に対する意見

消費者支援機構関西 2012.5.18 提出

施策番号	素案の具体的施策	意見
1	③PIO-NET を関係機関に追加配備	今年度中に適格消費者団体へ費用面も含め設置できるよう諸準備をすすめるべき。
13-2 13-2-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ	該当箇所を「消費者安全法の一部を改正する法律及びその審議の趣旨を踏まえ」と時期に応じた表現に変更すべき。
41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の政省令対応	特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の問題点の整理を早期に行い、政省令対応ではなく、法改正を図るべき。
42	消費者契約法の改正は民法改正と連携して	民法改正待ちになるのではなく、不招請勧誘の禁止・適合性原則の導入、平均的損害算定に関する根拠の開示など消費者契約法の改正を早期に図るべき。
42	消費者団体訴訟制度の差止対象の拡大	さらに対象法令を拡大すべき。事業者からの取引情報の提供に強制力を適格消費者団体に付与することを検討すべき。
44-2	貴金属の買取被害	不招請勧誘の禁止条項を盛り込むべき。
53	家賃保証会社の遵守事項の整理	家賃債務保証会社への法令遵守等の徹底に加えて、賃貸住宅の借入人の居住の安定の確保を図るため、今年度中に、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出すべき。
55	住宅リフォーム被害	リフォーム業を営む事業者の登録制度と不招請勧誘の禁止、契約内容がわかる書面の法定と交付を徹底すべき。
61	マルチ商法への対応	キャッシングや借金を前提とした加入の禁止、ピラミッド型のシステムの禁止、学生の加入禁止を検討すべき。
110	不当利益はく奪、被害救済制度	集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期実現をすべき。 財産の隠匿・散逸防止策、行政による経済的不利益賦課制度の早期導入をすべき。

121 122	④「地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ」	→「地域主権改革の理念を踏まえ」という考え方を削除。 理由：「消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、・・・協働の在り方」は、地域住民の意思に基づいて整備されるものではなく、国民生活の安全を確保するために国と自治体が責任を負うことを基本原則にして設計されるものである。「地域主権改革」は、国の責任を棚上げし、自治体とその住民に責任を転嫁するものであり、「地域主権改革」の理念に基づいて行われてはならない。
121 122	⑤「地方消費者行政活性化基金」終了後、自治体への財政支援	自治体の消費者行政に対する財政支援は引き続き行うべき。
126	自治体との情報共有	「相談員の窓」の設置は、法令解釈の問合せ窓口として、限定した運用にすべき。消費者被害相談事案の解決に向けて相談員が活用する相談窓口は、国民生活センターの窓口を充実強化して対応すべき。
127	適格消費者団体への支援	対象事案が広がっている中、情報提供や財政支援について具体的に実施すべき。
128	適格消費者団体訴訟制度の周知・広報など	周知・広報にあたっては適格消費者団体からの意見を十分に反映してすすめるべき。
159	ICTメディア関連	電気通信事業法関連は自主規制が不十分であり、法整備または特定商取引法の適用除外の見直しをすべき。
153-2 171	インターネット等を利用した国内外の取引被害への対応	クレジットカードの利用による被害が多いので、口座引き落とし後であっても、返金が可能な実効的な制度の法制化を検討すべき。